平成21年度独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会(第2回)議事要旨

- 1 日 時 平成21年8月26日 (水) 15時00分~17時00分
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1113会議室
- 3 出席者 岩村委員長,中原副委員長

石井, 井上, 瓜生, 角田, 川島, 北川, 工藤, 小林, 酒井, 瀧田, 田中, 冨山, 長澤, 野坂, 六車, 吉川の各委員

(機構側出席者)

平野機構長, 川口理事, 工藤理事

毛利教授, 濱中准教授, 宮崎准教授, 森准教授

- 一居管理部長, 平田学位審查課長
- 4 平成21年度学位審査会(第1回)議事要旨について 確定版として配付された。

5 議事

(1) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の審査について

平成21年度4月期の短期大学及び高等専門学校の卒業者等に対する学位授与の審査に関して、学位審査課長から、資料2-1及び2-2に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

その後,各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。 これらの説明の後,審議が行われた結果,判定案のとおり申請者402人のうち,331 人が「合格」,71人が「不合格」と判定された。

ただし、合格者のうち認定専攻科修了見込みの申請者25人については、現時点では 合格見込みであるため、単位の修得結果を確認した上で、最終的な合否を判定するこ ととされた。

(2) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の審査について

昨年度の第5回学位審査会において判定を保留された職業能力開発総合大学校研究 課程修了者2人に対する修士の学位授与に係る論文の審査及び試験(口頭試問)の結 果に関して、学位審査課長から、資料3-1及び3-2に基づき、各専門委員会・部会にお ける審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明 があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり1人が「合格」と判定された。

なお、判定を保留された1人については、関係部会において引き続き審査を行うこととされた。

次に、平成21年3月の認定課程修了者に対する修士の学位授与に係る論文の審査及び試験(ロ頭試問)の結果に関して、学位審査課長から、資料3-3及び3-4に基づき、各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。

これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり防衛大学校理工学研究科前期課程修了者62人、同大学校総合安全保障研究科修了者20人、独立行政法人水産大学校水産学研究科修了者6人及び国立看護大学校研究課程部看護学研究科修了者3人の合計91人が「合格」と判定された。

なお,判定を保留された国立看護大学校研究課程部看護学研究科修了者1人については,関係部会において引き続き審査を行うこととされた。

(3) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査について

平成21年3月の認定課程修了者に対する博士の学位授与に係る論文の審査及び試験 (口頭試問)の結果に関して、学位審査課長から、資料4-1及び4-2に基づき、各専門 委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定 案について説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。 これらの説明の後、審議が行われた結果、判定案のとおり防衛大学校理工学研究科 後期課程修了者10人が「合格」と判定された。

(4) 短期大学の専攻科に係る認定の再審査について

前回の学位審査会において審査が付託された短期大学の専攻科の認定の再審査に関して、学位審査課長から、資料5-1及び5-2に基づき、審査を担当した各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

その後、各専門委員会・部会で審査を担当した審査委員から補足説明があった。 これらの説明の後、審議が行われた結果、認定の可否について、判定案のとおり再 審査の対象となった4校4専攻のうち認定取り下げの届出がなされたため審査を行わ なかった短期大学専攻科1校1専攻を除く、3校3専攻が「可」と判定された。

(5) 平成21年度認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査について

平成21年度に教育の実施状況等の審査を実施する短期大学及び高等専門学校の認定 専攻科に関して、学位審査課長から、資料6に基づき、機構長から学位審査会に対す る教育の実施状況等の審査の付託、及び教育課程・教員組織等の審査を担当する専門 委員会・部会の案について説明があった。

その後,審議が行われた結果,機構長からの付託を受け,原案のとおり教育課程・ 教育組織等の審査を当該専門委員会・部会に付託することとした。

(6) 平成22年度認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査について

学位審査課長から、資料7に基づき、平成22年度に教育の実施状況等の審査の対象となる短期大学及び高等専門学校の認定専攻科について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(7) 平成22年度認定課程に係る教育の実施状況等の審査について

学位審査課長から、資料8に基づき、平成22年度に教育の実施状況等の審査の対象となる各省庁大学校の認定課程については、審査対象である国立看護大学校研究課程部看護学研究科に加えて、対象となる各省庁大学校における業務及び専門委員会・部会における審査の負担軽減を図るため、平成23年度に審査を実施する予定であった同大学校看護学部看護学科の審査年度を1年早め、同時に審査する措置をとることにつ

いて説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

(8) その他

学位審査課長から、平成21年4月4日に開催された学位授与事業に関する協議会における質問に対して学位審査研究部で作成した回答集について、後日、出席した短期大学・高等専門学校等に送付するとともに、次回の学位審査会において配布する予定である旨の報告があった。

以上